



# 宮 崎 県 公 報

平成21年6月8日 (月曜日) 第 2089 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁	
○学校法人の行うことのできる収益事業の種類の一部を改正する告示…………… (文化教・国際課) 1		○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (国保・援護課) 5
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 2		○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の廃止…………… ( ) 5
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (3件) …………… ( ) 2		○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (更生医療) の指定…………… (障害福祉課) 6
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… ( ) 3		○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… ( ) 6
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… ( ) 3		○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の名称の変更…………… ( ) 6
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… ( ) 3		○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の名称の変更…………… ( ) 6
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… ( ) 4		○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定の辞退…………… ( ) 6
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の名称の変更 (2件) …………… ( ) 4		○海岸保全区域の指定…………… (港湾課) 6
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… ( ) 4		○海岸保全区域の廃止…………… ( ) 7
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更…………… ( ) 5		<b>公 告</b>
○生活保護法に基づく指定介護機関 (介護療養型医療施設) の名称の変更…………… ( ) 5		○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 7
		○落札者等の公告…………… 9
		<b>病院局公営企業告示</b>
		○公金の収納の事務の委託について…………… 9
		<b>公安委員会規則</b>
		○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 9

## 告 示

### 宮崎県告示第 453号

学校法人の行うことのできる収益事業の種類 (平成20年宮崎県告示第 309号) の一部を次のように改正する。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>1 私立学校法第26条第1項の規定により知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第4項の法人の行うことのできる収益を目的とする事業 (以下「収益事業」という。) は、次項に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第 122号) に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>(3) [略]</p>	<p>1 私立学校法第26条第1項の規定により知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第4項の法人の行うことのできる収益を目的とする事業 (当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。) は、次項に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第 122号) <u>第2条各項 (第2項及び第3項を除く。)</u> に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの</p> <p>(3) [略]</p>

- (4) 学校法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法によって経営されるもの
- (5)・(6) [略]
- 2 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。
- (1) 農業
- (2) 林業
- (3) [略]
- (4) 鉱業
- (5) [略]
- (6) 製造業（武器製造業を除く。）
- (7)・(8) [略]
- (9) 運輸業
- (10) 卸売・小売業
- (11) 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）
- (12) 不動産業（建物売買業及び土地売買業を除く。）
- (13) 飲食店、宿泊業（遊興飲食店を除く。）
- (14) 医療、福祉
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) サービス業（遊戯場を除く。）
- 3 前項の各号に掲げる事業には、当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに附随して行われる事業を含まないものとする。
- 4 [略]

- (4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- (5)・(6) [略]
- 2 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。
- (1) 農業、林業
- (2) [略]
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) [略]
- (5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- (6)・(7) [略]
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ピヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- (15) [略]
- (16) 医療、福祉
- (17) [略]
- (18) サービス業（他に分類されないもの）
- 3 [略]

宮崎県告示第 454号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年 6 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
日南市立中部病院	宮崎県日南市大堂津 5 丁目10番 1 号	平成21年 3 月30日
マリンバ調剤薬局 姫城店	宮崎県都城市姫城町 5 街区 5 号	平成21年 5 月 1 日

宮崎県告示第 455号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年 6 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人武雄会 えびの第一病院	宮崎県えびの市大字原田2236番地

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人武雄会えびの第一病院	えびの第一クリニック	平成21年 4 月 1 日

宮崎県告示第 456号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年 6 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
美郷町立北郷診療所	宮崎県東臼杵郡美郷町北郷区宇納間 440番地

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
美郷町立北郷診療所	美郷町国民健康保険北郷診療所	平成21年4月1日

宮崎県告示第 457号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ひむか調剤薬局 小林市民病院 前店	宮崎県小林市大字細野2256番地 2

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変更前	変更後	
ひむか調剤薬局 小 林市民病院前店	ひむか調剤薬局 小 林市立病院前店	平成21年5月1日

宮崎県告示第 458号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
東町薬局	宮崎県都城市東町11街区24号

2 届出事項

指定医療機関の所在地	変更年月日

変更前	変更後	
宮崎県都城市東町11 街区24号	宮崎県都城市東町11 街区31の1号	平成21年5月18日

宮崎県告示第 459号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃止年月日
チューバ調剤薬局	宮崎県都城市上町17- 14	平成21年2月28日

宮崎県告示第 460号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人日南市社会福祉協議会	宮崎県日南市中央通1丁目1番地2	日南訪問看護ステーション	宮崎県日南市戸高1丁目4番地6	平成21年4月1日
株式会社弥勒	宮崎県都城市妻ヶ丘町9街区14号シャトーレマタン泉ヶ丘 203	デイサービス 弥勒	宮崎県都城市妻ヶ丘町10街区15号	平成21年5月1日
株式会社サントク	宮崎県北諸県郡三股町大字長田1766番地1	早水の杜通所介護事業所	宮崎県都城市早水町4503番地94	平成21年4月22日
株式会社サントク	宮崎県北諸県郡三股町大字長田1766番地1	早水の杜訪問介護事業所	宮崎県都城市早水町4503番地94	平成21年4月22日
社会福祉法人日南市社会福祉協議会	宮崎県日南市中央通1	日南市社会福祉協議会	宮崎県日南市戸高1丁	平成21年4月1日

会福祉協議会	丁目 1 番地 2	訪問入浴介護事業所	目 4 番地 6	
社会福祉法人日南市社会福祉協議会	宮崎県日南市中央通 1 丁目 1 番地 2	日南市社会福祉協議会 訪問介護事業所	宮崎県日南市戸高 1 丁目 4 番地 6	平成21年 4 月 1 日
吉村商工有限会社	宮崎県小林市大字細野 1606番地	訪問介護センター ヨシムラ	宮崎県小林市大字細野 1606番地	平成21年 4 月 1 日
特定非営利活動法人あつたかほ一む愛あい	宮崎県日向市大字財光寺1168番地 3	あつたかほ一む愛あい	宮崎県日向市大字財光寺1168番地 3	平成21年 1 月 1 日
株式会社ひよっこ苑	宮崎県日向市北町 2 丁目17番地	ひよっこ苑	宮崎県日向市北町 2 丁目17番地	平成21年 5 月 1 日
特定非営利活動法人あつたかほ一む愛あい	宮崎県日向市大字財光寺1168番地 3	特定非営利活動法人あつたかほ一む愛あい	宮崎県日向市大字財光寺1168番地 3	平成21年 4 月 1 日

**宮崎県告示第 461号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年 6 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人日南市社会福祉協議会	宮崎県日南市中央通 1 丁目 1 番地 2	日南市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	宮崎県日南市戸高 1 丁目 4 番地 6	平成21年 4 月 1 日

**宮崎県告示第 462号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年 6 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者	居宅介護事業所

名称	主たる事務所の所在地	名称	所 在 地
医療法人武雄会	宮崎県えびの市大字原田2236	医療法人武雄会 えびの第一病院	宮崎県えびの市大字原田2236

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人武雄会 えびの第一病院	えびの第一クリニック	平成21年 4 月 1 日

**宮崎県告示第 463号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年 6 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所 在 地
株式会社作松	宮崎県児湯郡川南町大字川南 16138 番地12	デイサービスセンター 湯癒亭	宮崎県児湯郡川南町大字川南 16138番地 12

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
デイサービスセンター 湯癒亭	デイサービスセンター すみれ	平成21年 5 月 1 日

**宮崎県告示第 464号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年 6 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
有限会社 ケアセン ターみや こじま	宮崎県都城市安久 町5596番地3	ホームヘルプふる る	宮崎県都城市都島町 118番地2

## 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
宮崎県都城市都島町 118番地2	宮崎県都城市安久町 5596番地3	平成20年9月10日

## 宮崎県告示第 465号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
有限会社 ケアセン ターみや こじま	宮崎県都城市安久 町5596番地3	有限会社 ケアセン ターみや こじま	宮崎県都城市都島町 118番地2

## 2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
宮崎県都城市都島町 118番地2	宮崎県都城市安久町 5596番地3	平成20年9月10日

## 宮崎県告示第 466号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護療養型医療施設）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年6月8日

## 1 届出をした指定介護機関（介護療養型医療施設）

名称	所在地
医療法人武雄会 えびの第一病 院	宮崎県えびの市大字原田2236

## 2 届出事項

介護療養型医療施設の名称		変更年月日
変更前	変更後	
医療法人武雄会 えびの第一病院	えびの第一クリニック	平成21年4月1日

## 宮崎県告示第 467号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人日南市社会福祉協議会	宮崎県日南市中央通1丁目1番地2	日南訪問看護ステーション	宮崎県日南市戸高1丁目4番地6	平成21年3月31日
社会福祉法人日南市社会福祉協議会	宮崎県日南市中央通1丁目1番地2	日南市社会福祉協議会訪問介護事業所	宮崎県日南市戸高1丁目4番地6	平成21年3月31日
社会福祉法人日南市社会福祉協議会	宮崎県日南市中央通1丁目1番地2	日南市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	宮崎県日南市戸高1丁目4番地6	平成21年3月31日

## 宮崎県告示第 468号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫



居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人日南市社会福祉協議会	宮崎県日南市中央通1丁目1番地2	日南市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	宮崎県日南市戸高1丁目4番地6	平成21年3月31日

宮崎県告示第 469号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ハーモニー薬局	小林市	薬局	平成21年6月1日

宮崎県告示第 470号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ハラダ調剤薬局高千穂通店	延岡市	薬局	平成21年6月1日
ハラダ調剤薬局無鹿店	延岡市	薬局	平成21年6月1日

宮崎県告示第 471号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	名称		変更年月日
		変更前	変更後	
ひむか調剤	小林市	ひむか調剤薬	ひむか調剤薬	平成21年

薬局小林市民病院前店	局小林市民病院前店	局小林市立病院前店	5月1日
------------	-----------	-----------	------

宮崎県告示第 472号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	名称		変更年月日
		変更前	変更後	
ひむか調剤薬局小林市民病院前店	小林市	ひむか調剤薬局小林市民病院前店	ひむか調剤薬局小林市立病院前店	平成21年5月1日

宮崎県告示第 473号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、育成医療及び更生医療を行う次の指定自立支援医療機関はその指定を辞退した。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
織戸薬局	日南市	薬局	平成21年5月28日

宮崎県告示第 474号

海岸法（昭和31年法律第 101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

この関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において一般の縦覧に供する。

なお、昭和52年宮崎県告示第 774号で指定した宮崎県日向灘沿岸美々津港海岸美々津地区海岸保全区域は、廃止する。

平成21年6月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 名称  
宮崎県日向灘沿岸美々津港海岸美々津地区海岸保全区域
- 区域  
(1) 基点1から基点12までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1、5、7、10、12を順次結んだ線及び基点12と補助点12を結んだ線、以上の各線によって囲まれた区域  
(2) 基点及び補助点の位置の表示

基点及び補助点	基点及び補助点の位置

基点 1	日向市大字幸脇字西越三等三角点 (東経 131° 37' 11.993"、北緯32° 20' 31.469" 標高 115.7m) から 196° 16' の方向へ距離 925.6mの点
基点 2	基点 1 から 269° 17' の方向へ距離32.4mの点
基点 3	基点 2 から 222° 47' の方向へ距離61.0mの点
基点 4	基点 3 から 243° 30' の方向へ距離77.0mの点
基点 5	基点 4 から 230° 30' の方向へ距離45.0mの点
基点 6	基点 5 から 226° 20' の方向へ距離 118.0mの点
基点 7	基点 6 から 208° 20' の方向へ距離85.0mの点
基点 8	基点 7 から 205° 10' の方向へ距離 218.0mの点
基点 9	基点 8 から 185° 30' の方向へ距離38.0mの点
基点10	基点 9 から 202° 00' の方向へ距離 343.0mの点
基点11	基点10から 208° 30' の方向へ距離96.0mの点
基点12	基点11から 266° 40' の方向へ距離 118.0mの点

補助点 1	基点 1 から 134° 02' の方向へ距離 179.0mの点
補助点 5	基点 5 から 135° 00' の方向へ距離 210.0mの点
補助点 7	基点 7 から 120° 00' の方向へ距離 210.0mの点
補助点10	基点10から 115° 00' の方向へ距離 220.0mの点
補助点12	基点12から 123° 10' の方向へ距離 340.0mの点

宮崎県告示第 475号

海岸法 (昭和31年法律第 101号) 第 3 条第 1 項の規定により、昭和59年宮崎県告示第 921号で指定した宮崎県日向灘沿岸美々津港海岸第二美々津地区海岸保全区域及び宮崎県日向灘沿岸美々津港海岸幸脇地区海岸保全区域は、廃止する。

なお、当該廃止に係る関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 6 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公 告

建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成21年 6 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (特-18)第13号	(株)江藤建設	江藤 洋則	宮崎県小林市大字真方 4864-5	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成21年 4 月 13日付けで廃業した旨の届	平成21年 4 月 13日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第13号	(株)江藤建設	江藤 洋則	宮崎県小林市大字真方 4864-5	一般	管工事業	平成21年 4 月 13日	平成21年 4 月 13日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-18)第25号	(資)若吉建設	吉澤 次男	宮崎県日南市大字平野 8338	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業	平成21年 4 月 13日	平成21年 4 月 13日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-19)第1335号	川辺建設(株)	川辺 三峰	宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田10 86	特定	建築工事業	平成21年 4 月 24日	平成21年 4 月 24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (特-18)第1384号	(株)永松建設	永松 憲一	宮崎県西都市大字右松 2838-4	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成21年 4 月 1日	平成21年 4 月 1日 (全廃業)

宮崎県知事許可 (般-18)第1384号	(株)永松建設	永松 憲一	宮崎県西都 市大字右松 2838-4	一般	管工事業	平成21年4月 1日付で廃 業した旨の届	平成21年4月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第1878号	(有)井手商工建 設	井手 徳文	宮崎県串間 市大字西方 5627-1	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工工事業 、電気工事業、管工事 業、ほ装工事業、水道 施設工事業	平成21年4月 6日 ヶ	平成21年4月6日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第1999号	(株)昭栄	太田 秀昭	宮崎県延岡 市大貫町3 - 922	一般	建築工事業	平成21年4月 13日 ヶ	平成21年4月13日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第1999号	(株)昭栄	太田 秀昭	宮崎県延岡 市大貫町3 - 922	一般	土木工事業、屋根工事 業	平成21年4月 14日 ヶ	平成21年4月14日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第3648号	佐藤板金工業	佐藤 政義	宮崎県日向 市永江町3 - 121	一般	板金工事業	平成21年4月 22日 ヶ	平成21年4月22日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第5811号	(有)高神組	高見 宣之	宮崎県日向 市大字富高 7168-2	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	平成21年4月 1日 ヶ	平成21年4月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第5858号	(有)内田建設	内田 昇	宮崎県えび の市大字坂 元 190	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 ほ装工事業、水道施設 工事業	平成21年4月 3日 ヶ	平成21年4月3日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第6337号	(有)大東建設	川元 茂樹	宮崎県都城 市平塚町1 0332-1	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、管工事業、 ほ装工事業	平成21年4月 16日 ヶ	平成21年4月16日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第7059号	(株)小園テック ス	小園 裕之	宮崎県小林 市大字細野 61-17	一般	建築工事業	平成21年4月 3日 ヶ	平成21年4月3日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第8524号	(有)武藤工業	橋口 くみ子	宮崎県日向 市大字財光 寺松立1487	一般	鋼構造物工事業	平成21年4月 13日 ヶ	平成21年4月13日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第9752号	河野設備	河野 哲朗	宮崎県児湯 郡都農町川 北1140-1 68	一般	管工事業	平成21年4月 1日 ヶ	平成21年4月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-19)第10008号	八興運輸(株)	三輪 純司	宮崎県日向 市船場町1 - 1	特定	建築工事業、大工工事 業、左官工事業、石工 事業、屋根工事業、タ イル・れんが・ブロッ ク工事業、鋼構造物工 事業、鉄筋工事業、板	平成21年4月 28日 ヶ	平成21年4月28日 (全廃業)



					金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業		
宮崎県知事許可 (般-19)第 10008号	八興運輸(株)	三輪 純司	宮崎県日向 市船場町 1 - 1	一般	電気工事業	平成21年 4 月 28日付けで廃 業した旨の届	平成21年 4 月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第 11484号	九州技研(株)	竹中 真理子	宮崎県宮崎 市高千穂通 1 - 3 - 26	一般	電気工事業、消防施設 工事業	平成21年 4 月 2 日 〃	平成21年 4 月 2 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第 11939号	堀内設備工業	堀内 好孝	宮崎県児湯 郡川南町大 字川南 135 65 - 6	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、電気工事業 、ほ装工事業、水道施 設工事業	平成21年 4 月 30日 〃	平成21年 4 月30日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第 12220号	徳重電設	徳重 トミ	宮崎県児湯 郡高鍋町大 字上江 506 - 3	一般	電気工事業	平成21年 4 月 2 日 〃	平成21年 4 月 2 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-20)第 12510号	(株)あいあいハ ウジング	仲村 浩一	宮崎県宮崎 市大字島之 内1772- 1 クイーンズ ビル95 1 F	一般	建築工事業	平成21年 4 月 21日 〃	平成21年 4 月21日 (全廃業)

## 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年 6 月 8 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
光ファイバ心線貸借及び保守業務一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化システム担当 宮崎市  
橋通東 2 丁目10番 1 号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年 4 月 1 日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
九州通信ネットワーク株式会社 福岡市中央区天神 1 丁目12番  
20号
- 随意契約に係る契約金額  
129,843,000円
- 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令(平成 7 年政令第 372号)第10条第 1 項第 2 号に該当

## 病院局公営企業告示

## 病院局公営企業告示第 2 号

地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第33条の 2 の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成21年 6 月 8 日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

病 院 名	委 託 先	委 託 期 間
県立宮崎病院	株式会社日本医療事務 センター	平成21年 4 月 1 日から 平成22年 3 月31日まで
県立延岡病院	株式会社ニチイ学館	
県立日南病院	株式会社ニチイ学館	

## 公安委員会規則

